

沼田市行政不服審査会条例（案）について

行政不服審査制度は、国民の救済手段の充実・拡大の観点から、抜本的な見直しにより行政不服審査法の全面的な改正が行われました。

改正後の行政不服審査制度では、自治体に対し、不服申立ての審理における客観性・公正性を確保するため、不服申立に対する判断の妥当性について審査を行う第三者機関（附属機関）を設置することとされています。

そこで、本市におきましても改正行政不服審査法に基づき、第三者機関として行政不服審査会を設置するための条例制定を予定していることから、市民の皆さまからご意見を募集します。

1 条例（案）の概要

(1) 制定理由

行政不服審査法（以下「法」という。）第81条第1項の規定により、審査請求について、裁決の客観性・公正性を高めるため、第三者の立場から、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含め、審査庁の判断の適否を審査する第三者機関である（仮称）沼田市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を設置するため、条例を制定するものです。

(2) 制定内容

① 審査会の組織・委員

- ・委員は非常勤とし、人数を5人以内とします。
- ・委員については、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関し、優れた識見を有する者とします。
- ・委員の任期は2年とし、再任を可能とします。
- ・委員の在任中及び退任後の守秘義務について定めます。
- ・審査会に会長を置き、会長に事故あるとき又は欠けたときの職務代理者を定めます。

② 専門委員

- ・専門の事項を調査するために必要があるときは、専門委員を置くことがで

きることにします。

- ・専門委員は、非常勤とし、学識経験者から市長が委嘱します。
- ・専門委員は、その者の委嘱に係る専門事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとします。
- ・専門委員の在任中及び解任後の守秘義務について定めます。

③ 会議

- ・審査会の招集は、会長が行う旨を定めます。
- ・審査会の定足数（過半数以上）及び表決数（過半数）を定めます。

④ 委員及び専門委員が守秘義務に違反した場合の罰則

- ・規定に違反して秘密を漏らした場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとします。

2 条例制定に伴い、関連する条例の一部改正について

(1) 沼田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正委員の報酬について定めます。

(2) 沼田市個人情報保護条例及び沼田市情報公開条例の一部改正

審査会の委員について、守秘義務に違反した場合の罰則規定を定めたことに伴い、情報公開審査会委員においても、同様の罰則規定を定めます。

なお、個人情報開示請求と情報公開請求に関する不服申立てについては、従来どおりとし、審理員による審理手続は行われません。

3 施行期日

平成28年4月1日（予定）